

施術所・出張専門業 開設等の手引き

この手引きは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づくあん摩業、指圧業、はり業、きゆう業および柔道整復師法に基づく柔道整復業の開設等に関して示したものです。

目 次

1	施術所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)	施術所の構造設備基準、衛生上必要な措置等・・・・・・・・	1
(2)	施術所の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	広告の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1)	広告できる事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2)	広告可能な施術所の名称について・・・・・・・・・・	3
(3)	広告できない事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	施術所の届出について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1)	施術所を開設した場合・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2)	施術所の開設届出事項に変更を生じた場合・・・・・・・・	5
(3)	施術所を廃止、休止又は再開した場合・・・・・・・・	6
4	出張業務の届出について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1)	出張業務を開始した場合・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(2)	出張業務を廃止、休止又は再開した場合・・・・・・・・	7
5	秋田市内に滞在して業務を行う場合の届出について・・・・・・・・	7

手引きに出てくる法令の正式名称

あはき法：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

（昭和22年12月20日法律第217号）

あはき法規則：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則

（平成2年3月29日厚生省令第19号）

柔整法：柔道整復師法（昭和45年4月14日法律第19号）

柔整法規則：柔道整復師法施行規則（平成2年3月29日厚生省令第20号）

1 施術所について

(1) 施術所の構造設備基準、衛生上必要な措置等（あはき法規則第25条および第26条、柔整法規則第18条および第19条）

開設にあたっては下記の事項に適合するようにしてください。

施術室	ア 6. 6㎡以上の面積を有する <u>専用の部屋</u> であること。 イ 他の部屋とは固定壁で上下左右を完全に区切り、扉を設置すること。防災上、固定壁で区切ることができない場合は、パーティション等で区画すること。 ウ 面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できるか、又はこれに変わるべき適当な換気装置があること（ドアは開放面積に含まない）。 エ ベッドを2台以上設置する場合は、各々カーテン等で仕切るなど患者のプライバシーに配慮すること。 オ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。 カ 常に清潔に保つこと。 キ 採光・照明および換気を充分にすること。
待合室	ア 3. 3㎡以上の面積を有すること。
その他	ア 施術室は居住、店舗等と構造上および機能上独立していること。 イ 「あはき」と「柔道整復」の施術所を併設する場合、各々の施設は固定壁で区画した専用の部屋であること。 ウ 施術所に施術者が1人のみでその施術者が「あはき」と「柔道整復」の両方の免許証を有する場合は、施術室を兼用しても構わない。 エ はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。使い捨てのはりを使用する場合は、使用済みの針の保管および廃棄を適切な方法で行うこと（ <u>廃棄に対して不明な点がある場合は、秋田市環境部廃棄物対策課にご確認ください</u> ）。 オ 法以外の他の医業類似行為（整体、カイロプラクティック等）は行わないこと。

(2) 施術所の名称

ア 類似名称の使用制限（医療法第3条第1項）

病院又は診療所でないものは、病院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称をつけることはできません。

イ 名称の使用制限（医師法第18条）

医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を使用することは認められません。

2 広告の制限

原則として、あはき法および柔整法に定められた事項以外を広告することはできません。施術者の技能、施術方法又は経歴に関する内容は広告できない事項とされています。

施術所の広告については「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）について」（令和7年2月18日付け医政発0218第1号）を参考に、対応をお願いします。ガイドラインは下記URLからダウンロードできます。

【URL】<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kenko/1005375/1031220/1032754.html>

【秋田市ホームページ広報ID】1032754

(1) 広告できる事項（あはき法第7条第1項、柔整法第24条第1項）

あはきに関して広告可能な事項	
ア	施術者である旨並びに施術者の氏名および住所
イ	業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業又はきゅう業）
ウ	施術所の名称、電話番号および所在の場所を表示する事項
エ	施術日又は施術時間
オ	その他厚生労働大臣が指定する事項 （平成11年3月29日付け厚生省告示第69号） ・ もみりようじ ・ やいと、えつ ・ 小児鍼（はり） ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨 ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る） ・ 予約に基づく施術の実施 ・ 休日又は夜間における施術の実施 ・ 出張による施術の実施 ・ 駐車設備に関する事項

柔整に関して広告可能な事項	
ア	柔道整復師である旨並びにその氏名および住所
イ	施術所の名称、電話番号および所在の場所を表示する事項
ウ	施術日又は施術時間
エ	その他厚生労働大臣が指定する事項 (平成11年3月29日付け厚生省告示第70号) ・ほねつぎ（又は接骨） ・柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨 ・医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る） ・予約に基づく施術の実施 ・休日又は夜間における施術の実施 ・出張による施術の実施 ・駐車設備に関する事項

(2) 広告可能な施術所の名称について（あはき・柔整広告ガイドライン）

- ア 提供する施術業態を特定せずに「施術所（院）」と表記すること
 ○○施術所（院） 等（ただし、保有する国家資格を併記することが望ましい）
- イ 提供する施術業態（マッサージ、はり、きゅう等）に「治療院（所）」「療院（所）」を付けること
 ○○鍼灸治療院、○○鍼灸療院、○○鍼灸治療所 等
- ウ マッサージ、はり等の業務の種類のみを表記すること
 ○○マッサージ、はり・きゅう○○ 等
- エ 施術所が併設されている場合等に併記すること
 ○○接骨院・鍼灸院、○○接骨院・○○鍼灸院 等

< 施術所の名称として認められないもの（例） >

内容	具体例
「医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」およびその他の法律に抵触する名称 等	○○病院、○○診療所、○○クリニック、○○薬局、○○療院、○○治療所、○○治療室、○○はり科療院、○○きゅう科、○○（施術業態を含まない）治療院、○○流○○ 等
施術業態が紛らわしい、混ざっている等の名称	カイロプラクティック、整体、リラクゼーション、○○鍼灸接骨院、○○マッサージ接骨院、○○堂、○○サロン 等
施術内容・技能・方法を含んでいる名称	美容鍼灸、不妊鍼灸 等

(3) 広告できない事項（あはき・柔整広告ガイドライン）

- ア カイロプラクティック、整体等のあはき・柔整以外の業種の表現
- イ 技能、施術方法、流派、所属学会
- ウ 経歴、出身校
- エ 各種保険取扱い、労災保険取扱い、自賠責保険取扱い、交通事故取扱いなどの記載（医療保険療養費支給申請と関係がないと考えられる事項であるため）
- オ 診療、診察（診療（察）日、診療（察）時間など）と表記すること
- カ 虚偽広告および誇大広告
- キ 広告可能事項以外の事項
 - ・ 効能、効用、効果、治す等の表現
 - ・ 適応症（骨折、腰痛など）の列挙
 - ・ 料金（〇分〇円、初回無料、無料体験など）

3 施術所の届出について

(1) 施術所を開設した場合（あはき法第9条の2第1項、柔整法第19条）

開設後10日以内に届け出てください。開設前に届出することはできません。

施術所を開設したときは、保健所による立入検査を行いますのでご協力ください。

なお、開設者自体が変更となった場合（承継、法人化等）又は施術所の開設場所を変更した場合は新規開設の届出が必要となります。

提出書類	留意事項
施術所開設届	ア 副本（控え）をお持ちください。受付印を押して返却します。 イ 開設者氏名にはふりがなを記載してください。 ウ 住所は住居表示どおりに記載してください。地名、ビル名、部屋番号等を正確に記入してください。 エ 他の施術所に従事している業務従事者については、施術業務時間が重複せず、施術所間の移動の時間が確保される必要があります。

添付書類	留意事項
業務に従事する施術者の免許証の写し	照合のため、併せて免許証原本もお持ちください。
施術所平面図	待合室、施術室等の寸法および面積、また、各室の用途・ベッド・主要な施術器具・外気開放部分（窓等）・換気装置・消毒設備等の位置を記載してください。
施術所周辺の見取図	
業務に従事する施術者の本人確認書類（運転免許証等）の写し	照合のため、併せて開設者（法人の場合を除く）の本人確認書類原本もお持ちください。

定款又は履歴事項全部証明書	法人開設の場合のみ必要です。法人名称、法人所在地および法人が行う事業の内容等が確認できる書類を添付してください。
遅延理由書	開設日から10日を過ぎて届け出る場合に添付してください。様式は任意です。

(2) 施術所の開設届出事項に変更を生じた場合（あはき法第9条の2第1項、柔整法第19条）

変更後10日以内に届け出てください。変更前に届出することはできません。

なお、開設者自体が変更となった場合（承継、法人化等）又は施術所の開設場所を変更した場合は新規開設の届出が必要となります。

提出書類	留意事項
施術所開設届出事項変更届	ア 控えが必要な場合は副本をお持ちください。受付印を押して返却します。 イ 開設者氏名にはふりがなを記載してください。 ウ 住所は住居表示どおりに記載してください。地名、ビル名、部屋番号等を正確に記入してください。 エ あはきの免許証を有する施術者を変更する場合は、該当施術者の「晴・盲」の別を変更前および変更後の欄に施術者名と併せて記入してください。 オ 他の施術所に従事している業務従事者については、施術業務時間が重複せず、施術所間の移動の時間が確保される必要があります。

※変更事項に応じて、以下の書類を添付してください。

変更事項	添付書類	留意事項
施術所の名称	なし	変更届のみ提出してください。
構造設備の概要 および平面図	施術所の平面図（変更前、変更後）	待合室、施術室等の寸法および面積、また、各室の用途・ベッド・主要な施術器具・外気開放部分（窓等）・換気装置・消毒設備等の位置を記載してください。
従事者	新たに業務に従事する施術者の免許証の写し	照合のため、併せて免許証原本もお持ちください。
	新たに業務に従事する施術者の本人確認書類（運転免許証等）の写し	照合のため、併せて本人確認書類原本もお持ちください。

開設者の住所又は氏名	個人：住民票等 法人（その名称又は主たる事務所の所在地の変更）：定款又は履歴事項全部証明書	変更事項が確認できる書類等を添付してください（住民票の写しは個人番号の記載のないもの）。
------------	--	--

(3) 施術所を廃止、休止又は再開した場合（あはき法第9条の2第2項、柔整法第19条第2項）

廃止、休止又は再開後10日以内に届け出てください。

休止する場合であって、休止期間が長期にわたる場合は、事前にご相談ください。

提出書類	留意事項
施術所廃止・休止・再開届	ア 控えが必要な場合は副本をお持ちください。受付印を押して返却します。 イ 開設者氏名にはふりがなを記載してください。 ウ 住所は、住居表示どおりに記載してください。地名、ビル名、部屋番号等を正確に記入してください。

4 出張業務の届出について

(1) 出張業務を開始した場合（あはき法第9条の3）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が、出張のみによってその業務に従事する場合に届け出てください。

なお、施術所を開設しており、その施術所を拠点に出張業務を実施する場合は、当該届出の必要はありません。

提出書類	留意事項
出張業務開始届	ア 副本（控え）をお持ちください。受付印を押して返却します。 イ 施術者氏名にはふりがなを記載してください。 ウ 住所は、住居表示どおりに記載してください。地名、ビル名、部屋番号等を正確に記入してください。
添付書類	免許証の写し 照合のため、併せて免許証原本もお持ちください。 本人確認書類（運転免許証等）の写し 照合のため、併せて本人確認書類原本もお持ちください。

※1 個人名による届出です。屋号等によることはできません。

※2 広告については、2ページをご確認ください。

(2) 出張業務を廃止、休止又は再開した場合（あはき法第9条の3）

出張業務を廃止、休止又は再開したときに届け出てください。

市外に転居する場合は廃止届の提出が必要です。新しい住所地において出張業務を行うときは、改めてその住所地を管轄する保健所に対し、出張業務開始の届出を行ってください。

提出書類	留意事項
出張業務廃止・休止・再開届	ア 控えが必要な場合は副本をお持ちください。受付印を押して返却します。 イ 施術者氏名にはふりがなを記載してください。 ウ 住所は住居表示どおりに記載してください。地名、ビル名、部屋番号等を正確に記入してください。

5 秋田市内に滞在して業務を行う場合の届出について（あはき法第9条の4）

秋田市外に住所地を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（施術所の開設者又は勤務者である場合は、その施術所が秋田市外にある場合）が、秋田市内に滞在して業務を行う場合に届け出てください。

提出書類		留意事項
市内滞在業務届		(1) 控えが必要な場合は副本をお持ちください。受付印を押して返却します。 (2) 施術者氏名にはふりがなを記載してください。 (3) 住所は住居表示どおりに記載してください。地名、ビル名、部屋番号等を正確に記入してください。
添付書類	免許証の写し	照合のため、併せて免許証原本もお持ちください。
	本人確認書類（運転免許証等）の写し	照合のため、併せて本人確認書類原本もお持ちください。

問い合わせ先

秋田市保健所保健総務課 医務薬務担当

直通：018-883-1170